

## 障害児養育年金の申請に係る手続きについてのご案内

## ■申請対象者

予防接種を受けたことにより一定の障害の状況にある **18歳未満の者を養育する者**

## ■給付内容

給付の種類・説明	給付額
障害児養育年金	1級 1,617,600円(年額)
予防接種を受けたことにより一定の障害の状況にある18歳未満の者を養育する者に支給。	2級 1,293,600円(年額) ※条件により介護加算あり ※特別児童扶養手当の額を除く

## ■必要書類

## 1. 障害児養育年金請求書(別紙3)

- ご自身でご記入ください。

## 2. 診断書(別紙9)

- 医療機関にご依頼ください。

## 3. 接種済証の写し又は母子健康手帳の写し(コピーを準備ください)

- 受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証又は接種証明書の写し

## 4. 診療録の写し(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)

- 医療機関にご依頼ください。
- 障害児が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録(カルテ)等の写し
- 医療機関名が記載されていることを確認してください。

## 5. 住民票の写し

- 障害児の属する世帯全員の住民票の写し

## 6. 戸籍謄本等の写し

- 戸籍謄本(抄本)、保険証等の障害児を養育することを明らかにすることができる書類の写し

## ■注意事項

※申請に必要な書類に係る費用は、**全て自己負担**となります。

※申請後、追加書類が必要となることがあります。なお、その際の費用についても自己負担となります。

※申請から結果の通知まで、**約4ヶ月～1年の期間**がかかります。場合によっては1年以上

かかることもあります。

※全ての給付は国の審査会で認定された場合にのみ支給となります。

※原則、申請書類はお返しできません。

## ■提出先

書類は以下の住所へ郵送してください。

また、ご不明な点等ございましたら、平日の9時～17時の間で下記の電話番号へご連絡ください。

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷 7-5-12

さいたま市保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室

コロナワクチン健康被害救済制度担当

電話：048-767-7397

FAX：048-840-2210